

エコアクション21ガイドライン2017年版 審査員確認試験

問1から14の解答及び問15の考え方

1. 問1から14の回答

問1	①	環境経営方針の策定	問9	2	
	②	環境上の緊急事態への準備及び対応	問10	3	
	③	文書類の作成・管理	問11	1	64,407 GJ
問2	①	イ		2	1,661 kl。原油換算で1,500klを超えるため、特定事業者に該当する。
	②	ウ		3	3,726 t-CO ₂ /年
	③	カ		問12	
	④	オ	4		
問3	3		問13	①	イ
問4	1			②	ウ
問5	3			③	ア
問6	1		問14	①	気候正義
問7	4			②	5,000
問8	3			③	2°C

問15の考え方

この設問は、審査で確認した事実等に基づき、受審事業者に対してどのような指摘及び指導を行うことが望ましいと考えられるか、実際の審査に即して必要な知識等を有しているかなど、審査技量を確認するためのものです。

問15	1	受審事業者の周辺環境及び立地環境を考慮し、発生する環境負荷、及び緊急事態が発生した場合の汚染等が直接的な被害を与える可能性等に関する認識、留意点等を確認する問題。
	2	受審事業者が適用を受ける法令を特定できる知識、その法令が適用される根拠について、事業者が保有する設備、立地条件等を具体的に示しつつ説明できる力量等を確認する問題。
	3	適用される環境法規に係る環境マネジメントシステムが有効に機能していなかった事実に対して、審査において「優先的」に確認すべきことに関する問題。
	4	代表者へのインタビュー及び審査員の知見に基づき、課題とチャンス特定するとともに、課題解決になり得る具体的な環境の取組あるいは環境改善活動を考える問題。環境の取組・環境改善活動の回答を採点対象とした。
	5	PRTR制度対象物質の有無の確認、その量の確認、目標としない理由の確認等、それらの確認手順及びそれぞれの段階における適合判断のあり方等に関する問題。化学物質使用量削減の環境経営目標が未設定の理由の合理性判断について、全体の整合性を図り、かつ論理的に説明できることが求められる。
	6	「河川に油が流出し、行政から注意を受けた事実」に対して、審査において何を把握、確認すべきかに関する問題。油流出の実態把握、行政からの注意の内容と事業者の対応の確認、油流出の原因究明の状況、是正処置、及び予防処置の有効性の確認等、審査における必要事項が適切に実行できる力量が求められる。
	7	「不良品発生及び出荷ミス」という問題について、審査で把握した事実に基づき、どのような手順・システムで、その是正のための仕組みを構築するか、その考え方に関する問題。課題発生の実態把握と原因分析、対応の優先順位付けに関する指導を経て、最終的に是正のための仕組み作りを指導する力量が求められる。